

法務省民二第3339号

平成20年12月24日

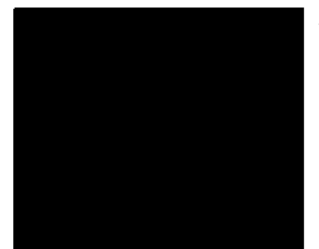
法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

「租税特別措置法第80条の2の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について」の一部改正について（通知）

標記について、別紙甲号のとおり農林水産省経営局長から照会があり、別紙乙号のとおり回答したので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



20 経営第 5 2 3 9 号  
平成 2 0 年 1 2 月 1 7 日

法 務 省 民 事 局 長 殿

農林水産省経営局長

「租税特別措置法第 8 0 条の 2 の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について」の一部改正について

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 2 0 年法律第 9 0 号）の施行に伴い、「租税特別措置法第 8 0 条の 2 の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について」（平成 2 0 年 5 月 1 2 日付け 2 0 経営第 4 9 1 号農林水産省経営局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したいので、登記手続上これで差し支えないか照会します。差し支えなければ、その旨貴下法務局及び地方法務局に対し周知方お取り計らい願います。

(参考)

○ 新旧通知比較表

( ) の部分は変更部分)

新通知案	現行通知
<p>租税特別措置法第80条の3の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について</p> <p>【様式第1号(第80条の3第1項関係)】</p> <p>租税特別措置法適用証明申請書</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p>主たる事務所の所在地 農林中央金庫 代表理事理事長・氏名</p> <p>年 月 日</p>	<p>租税特別措置法第80条の2の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について</p> <p>【様式第1号(第80条の2第1項関係)】</p> <p>租税特別措置法適用証明申請書</p> <p>農林水産大臣 殿</p> <p>主たる事務所の所在地 農林中央金庫 代表理事理事長・氏名</p> <p>年 月 日</p>
<p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第80条の3第1項の規定の適用を受けたいので、下記事項について証明願います。</p> <p>記</p> <p>1 別紙記載の不動産に関する権利を(1)の事業譲渡により(2)の〇〇信用農業協同組合連合会から取得したものであること</p> <p>(1) 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成8年法律第118号。以下「再編強化法」という。)第27条において準用する再編強化法第15条第1項に規定する主務大臣の認可を受けた再編強化法第2条第4項第1号に規定する事業譲渡</p> <p>(2) 再編強化法第2条第2号に規定する信用農業協同組合連合会</p> <p>2 別紙記載の不動産に関する権利を取得した日</p> <p>3 上記1の事業譲渡が租税特別措置法第80条の3第1項に規定する農林中央金庫等の業務の健全かつ効率的な運営に資するものとして内閣総理大臣及び農林水産大臣が定める基準(平成18年3月31日金融庁・農林水産省告示第6号)第2条に規定する基準を満たすものであること</p>	<p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第80条の2第1項の規定の適用を受けたいので、下記事項について証明願います。</p> <p>記</p> <p>1 別紙記載の不動産に関する権利を(1)の事業譲渡により(2)の〇〇信用農業協同組合連合会から取得したものであること</p> <p>(1) 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成8年法律第118号。以下「再編強化法」という。)第27条において準用する再編強化法第15条第1項に規定する主務大臣の認可を受けた再編強化法第2条第4項第1号に規定する事業譲渡</p> <p>(2) 再編強化法第2条第2号に規定する信用農業協同組合連合会</p> <p>2 別紙記載の不動産に関する権利を取得した日</p> <p>3 上記1の事業譲渡が租税特別措置法第80条の2第1項に規定する農林中央金庫等の業務の健全かつ効率的な運営に資するものとして内閣総理大臣及び農林水産大臣が定める基準(平成18年3月31日金融庁・農林水産省告示第6号)第2条に規定する基準を満たすものであること</p>



番年 月 日

〔農氏 林道 水産 又は 大 臣名 大 知 事名 都氏 都氏 〕

上記のとおり相違ないことを証明します。

(別紙) (略)

番年 月 日

〔農氏 林道 水産 又は 大 臣名 大 知 事名 都氏 都氏 〕

上記のとおり相違ないことを証明します。

(別紙) (略)

法務省民二第3338号

平成20年12月24日

農林水産省経営局長 殿

法務省民事局長

「租税特別措置法第80条の2の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について」の一部改正について（回答）

本月17日付け20経営第5239号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えないものと考えます。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。